

令和 7 年 8 月 2 9 日

見附市議会議員 様

見附市議会議員 関 三郎

一 般 質 問 通 告 書

下記のとおり質問したいので、会議規則第 6 1 条第 2 項の規定により通告します。

質問事項 (主題を記載してください。議場配布の一覧表に印刷)

【 1 】 稲田市長 1 期の総括及び自己評価について

答弁を求める者 市長・教育長

稲田市長は市長就任以来、まもなく 3 年 9 ケ月が経過するわけですが、就任後の最初の議会である令和 3 年第 5 回定例会の就任挨拶で「全国的な人口減少への対応が求められているとともに、地場産業の活性化、地域医療の維持、充実、子育て環境の整備など、見附市にもまだまだ課題があることも改めて認識させていただきました。私は、市民の皆様の暮らしを重視し、誰もが我がまちを暮らし満足ナンバーワンだと思えるようになることを究極の目標にしたいと、先の選挙戦でも訴えてまいりました。この目標に向けて、現時点においては以下の 7 つの考え方で、取り組みを進めていきたい。」と述べておられます。また「第 5 次見附市総合計画」の後期基本計画の大半を統括されてきたわけですので、併せて以下質問させていただきます。

1. 7 つの柱別に、未達成の課題 (具体的項目) 及び国、県や周辺市町村との連携強化の成果 (具体的事項及び国の機関名、市町村名)

- (1) 「まちと産業」について
- (2) 「子育て・教育」について
- (3) 「健幸」について
- (4) 「暮らしの安心安全」について
- (5) 「市民に寄り添う」について
- (6) 「力の結集」について
- (7) 「行財政の検証」について

2. 稲田市政 1 期の検証を行うための前提条件として、「第 5 次見附市総合計画」の評価・検証と「見附市人口ビジョン」の改定の方角性の検証が必

※ 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウ



要です。この両件に関して 7 月 14 日に第 2 回「見附市まちづくり総合審議会」が開催され、審議が行われたと 7 月 18 日の議員協議会で総合審議会委員の議員より経過報告がなされた。しかし、市政運営の一端を担う議員にとってみれば、幹事及び事務局として市の特別職及び市の担当課長が出席されているので、改めて執行部より、総合審議会の審議過程も含めた全体報告があつてしかるべきと思う。

ここで、改めて「第 5 次見附市総合計画」の評価・検証に基づく「第 6 次見附市総合計画」への反映点及び、「見附市人口ビジョン」の改定について、見附市が具体的にどのように、効果的なビジョンを実践するのか伺う。

質問事項 (主題を記載してください。議場配布の一覧表に印刷)

【2】 原発事故時のUPZ圏における屋内退避と避難等の対策

答弁を求める者 市長

原子炉を稼働する以上は、あるいは原子炉が停止していても使用済核燃料が貯留されている限り核事故の可能性はある。使用済核燃料の処理施設についても同様である。これら核施設が立地する道府県・市町村は緊急事態に備えた防災計画を策定する必要がある。これは地震・津波・風水害などと同じ防災の一環であり、原子力の利用に関する賛成・反対にかかわらず、起きることを前提として策定する計画である。しかし核の事故そのものを防止する対策は本来事業者が担う責務であり、道府県・市町村が関与する余地はほとんどない。

道府県・市町村の主な責務は「災害対策基本法」と「原子力災害対策特別措置法」に基づいて住民の生命・財産を守る活動である。このような背景から、道府県・市町村では屋内退避と避難計画が重要な課題となる。

以下、万が一柏崎刈羽原発で事故が発生した場合、UPZ圏内にある見附市民の「屋内退避」等を含めた対応について市の方針を伺う。

1. 福島第一原子力発電所事故以後、2012年に「原子力災害対策指針」(以下。「指針」という)が制定され、UPZ圏内の住民は原則避難が前提とされていたが、その後に2014年5月の改訂で方針転換があり、「リスクに応じた合理的な準備や対応を行うため」として「屋内退避」を原則とする方向に転換されたとのことであるがその経緯も含めて詳しい理由を伺う。
2. 「指針」では、UPZ圏内では、原子力緊急事態の際はすぐに避難せず屋内退避を原則とすることにより、総合的に被ばくが低減できるとしている。しかしこれは、放射性物質の放出時期や量が事前に予測できる場合であり、福島の原子力発電所事故のように現場でも先の見通しが立たない深刻な状況の場合は、市はどのような対応をされるのか伺う。
3. 「指針」では緊急事態時、放射性物質が環境中に放出された後の緊急時モ

※ 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウ

- ニタリングの結果、空間放射線量が一定以上に上昇した場合には、一時移転などの防護措置を行うとしているが、見附市の「一時移転」先の具体的対象施設名と必要収容人員を伺う。必要収容人員と収容可能人員との差異はないのか、ある場合はいつまで解消できるのか伺う。
4. 「一時移転」の場合の指示は、住民にどのように伝えられるのか伺う。
5. 屋内退避の実施期間の目安と屋内退避から避難への切り替えの判断についての根拠を伺う。
6. 屋内退避の実施中の生活の維持に最低限必要な一時的な外出と屋内退避の解除の基準とその根拠を伺う。
7. 屋内退避期間中に食料・飲料・生活用品が不足した場合の対応について伺う。(具体的な流れについて)
8. 安定ヨウ素剤はいつ配布して、いつ服用するのか伺う。
9. U P Z 圏内の 7 自治体の首長で、7 月 1 8 日付で花角知事宛てに「柏崎刈羽原子力発電所に関する U P Z 自治体要望書」を提出されました。柏崎刈羽原子力発電所 30 キロ圏内議員研究会との事前了解権を含む安全協定の締結について再度、認識を伺う。
10. 令和 7 年 5 月 7 日に新潟県市長会長に就任された関口十日町市長は、マスコミの取材に応じ「約 2 年間の任期の中で、一番大きなテーマは柏崎刈羽原発の再稼働問題」と指摘、その上で、「市長会として一体となって行動するのか、しないのかを含め、各市長の意見を聞きながら慎重に進めなくてはいけない」と述べられた。令和 7 年 7 月 18 日付けで U P Z 圏 7 自治体の首長が花角知事宛てに提出された「柏崎刈羽原子力発電所に関する U P Z 自治体要望書」をもって、U P Z 圏内 7 自治体の首長は一体となった行動をとられるようになったのか、又は、とられるようになったのであれば、福島原発事故以後、何故、ここまで時間を要したのか根拠を伺う。
11. 柏崎刈羽原発の再稼働の是非を巡り、花角知事が県内の全 30 市町村長の意見を聞く懇談会が 5 月から 8 月 7 日まで開かれた。地元紙によると、稲田市長の主な意見は「市民が不安なく避難できるよう計画を作してほしい」という内容であった。具体的内容及び再稼働賛否についての見解を伺う。
12. 7 月 18 日付、知事宛て U P Z 自治体要望書の内容は「原発再稼働容認論」と思われる。また、8 月 28 日付の地元紙によると「原子力関係閣僚会議」において花角知事が国宛てに要望されていた、原発特措法が対象拡大とな

※ 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウ

り、UPZ圏の見附市も避難道路の整備の補助率が嵩上げされる見込みと報道されていた。UPZ自治体の首長であり、県市長会副会長である稲田市長は「原発特措法の対象拡大」により、花角知事との懇談会において指摘された「原発を巡る課題や不安」は払拭されとお考えか見解を伺う。